

正 誤 表

議案第 58 号 岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

正	誤
<p>(岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>別表第 2 グラントピアノの項中「1, 000」を「1, 040」に改め、同表電子ピアノ又はアップライトピアノの項及び同表ドラムセットの項中「500」を「520」に改め、同表プロジェクターの項中「300」を「310」に改め、同表反響板の項及び同表簡易ステージの項中「500」を「520」に改め、同表保管庫の項中「1, 000」を「1, 040」に改める。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例(第 6 条(照明設備 1 面に係る部分に限る。)、第 7 条(総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。))及び第 13 条の規定を除く。)による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>別表第 2 グラントピアノの項中「1, 000」を「1, 040」に改め、同表電子ピアノ又はアップライトピアノの項及び同表ドラムセットの項中「500」を「520」に改め、同表プロジェクターの項中「300」を「310」に改め、同表反響版の項及び同表簡易ステージの項中「500」を「520」に改め、同表保管庫の項中「1, 000」を「1, 040」に改める。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例(第 6 条(照明設備 1 面に係る部分を除く。))、第 7 条(総合体育館の個人利用の回数券に係る部分を除く。))及び第 13 条の規定を除く。)による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。</p>